

日の出町都市計画マスタープラン(案)に対するお寄せいただいたご意見と町の考え方

いただいたご意見の要旨	ご意見に対する考え方
現状分析と開発方針については、詳しく書かれていますが、開発済み地域は「良好な居住環境の形成とその維持に努めます」のみの記載となっています。開発済み地域について町がどのようにして「良好な居住環境の形成とその維持に努めるのか」具体的な町の考えを記載してください。	●開発済み地域の良好な居住環境の形成とその維持に関しては、個別地域の実情を考慮し、必要に応じた対策を実施していく予定です。具体的な対策に関しては、今後、産官学連携なども踏まえて研究してまいります。また、地域内の空き家、空き地を適正に管理するとともに、必要に応じた住宅供給や他用途への転用など、空き家等を有効に活用した居住環境の形成を進めてまいります。
50年前に宅地として開発された日の出団地に環境変化による問題点が発生していることは、これまでの説明で十分に理解されていると思います。今回の都市計画マスタープランには是非下記の追加記載をお願いします。(良好な居住環境の形成とその維持に努めますだけでなく具体的な記載を要望) (1)P44ページの②低層住居地域に下記文章を追記願います。 ・計画的に開発された日の出団地及び三吉野パークタウン等の住宅地をはじめとした一団の住宅地において問題点が発生した場合は、この解決のため地区計画の導入も含め、その対策を講じ引き続き住環境の維持に努めます。 (2)P66ページの④ゆとりある低層住居地域の形成に下記文章を追記願います。 ・特に50年前に開発された日の出団地は、環境の変化と共に問題が生じている。この解決のため地区計画の導入も含め、その対策を講じ引き続き住環境の維持に努めます。 (3)P91ページの3)地区計画の活用の最下部に下記文章を追記願います。 ・さらに、開発済み住宅地についても新たな問題が発生している場合は、地区計画の活用も検討し住環境の維持に努めて参ります。	●都市計画マスタープランは、p3で示したとおり、「都市づくりや地域づくりの基本的な方針を示すもの」であることから、具体的な施策については、今後、検討してまいります。現段階では既成市街地への地区計画導入については、考えておりません。
(1)計画期間について 計画期間20年は長すぎるように思います。上位計画変更時とは別に例えば5年ごとなど予め計画見直しの予定を設定しておく対応などが必要だと思います。	●都市計画マスタープランは長期的な視点でまちの将来像を描き、まちづくりの方向性を示す計画です。本計画の上位計画となる長期総合計画は、8年程度での改定が予定されており、そのタイミングで都市計画マスタープランの見直しも検討してまいります。8年ごとに限定するものではなく、都市計画に関連する大きな社会情勢の変化や上位計画等における方向転換等があった場合には、必要に応じて適宜、計画内容を見直してまいります。また、計画期間を20年間としている理由として、国土交通省が所管する「第12版都市計画運用指針」では、都市計画マスタープランを定める基本的考え方として、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本的方向が定められることが望ましい。とあり、これを根拠に計画期間を20年間としております。

	いただいたご意見の要旨	ご意見に対する考え方
4	(2)要望事項 (a)市街化区域の見直し 本町市街化調整区域全体の非線引き化について積極的な検討を要望します。	●都市計画区域の指定並びに市街化区域及び市街化調整区域(以下区域区分)の線引きの決定権者は東京都になります。また、都市計画法などにより、日の出町は都市計画区域に区域区分を指定することとなりますので、線引きをしないということは、現実的には困難と考えております。
5	(b)ワーケーション・インバウンド誘致策 インバウンドの本町への誘致の観点から本町3地域の役割検討を要望します。また、双方に共通する前提課題として滞在施設不足への対応を要望します。	●観光振興は、都市計画マスタープランの計画範囲外となることから、ご意見に関しては、日の出町商工観光振興計画に基づいた施策を展開してまいります。
6	(c)自動運転への対応 20年後までには、幹線のみならず生活道路での自動運転が普及期を迎えたと考えられます。道路計画への反映を要望します。	●自動運転に関しての考え方を、P50へ追記いたしました。
7	(d)都道165号を挟む地域について 都市機能誘導施設の集積が進んでおり、西多摩でも有数のにぎわい拠点となることが期待される一方で、交通網などのネットワークが不十分であることから、単に両市町都市計画の整合性の観点だけでなく、更なるにぎわいを生み出す観点から一体的計画化を要望します(日の出側農地の将来像検討を含む)	●当該地(三吉野油田地区など)は、優良農地として、日の出町の農業生産を支え、地産地消の拠点であることから、日の出町農業振興地域整備計画書との整合を図り、当面の間は農業としての土地利用といたします。
8	(e)上記(d)の前提として、165号線新設未開通部分の早期開通に注力願いたい	●早期開通に向け要望してまいります。
9	P.34 「転入促進」の表現が2度出てくるが、日の出町への転入を促したいターゲット世代を明確に決めて、P.39の基本方針に明記してはどうか。全世代向けの施策は非効率なので、優先的に考える世代を絞った方が良い。	●転入促進の具体的な取組は、都市計画マスタープランの計画範囲外となることから、ご意見に関しては関係課と共有いたしますが、移住・定住の施策として、令和6年10月1日より、若者世代を対象とした空き家リノベーション補助を創設しております。
10	P.36 都市の将来像の「人にやさしく」という表現の抽象度が高く具体性に欠けるため、イメージが湧きにくい。「いつまでも住み続けたいまちづくり」などイメージしやすい表現の方が良いと考える。	●「人にやさしく住みよいまちづくり」は、第五次日の出町長期総合計画(基本構想・後期基本計画)に掲げているものであり、検討過程において調整を重ねて定めております。ご指摘を踏まえ、町民の皆様とイメージが共有できるよう取り組んでまいります。貴重なご意見として参考にさせていただきます。
11	P.37 「都内有数の自然環境を活用した緑豊かなまちづくりを進め、情報発信していく」に対応する施策が無い。適宜適切にまちの魅力が伝わるような情報発信をいかに実現するのか、という計画を具体的に立ててほしい。	●都市計画マスタープランは、p3で示したとおり、「都市づくりや地域づくりの基本的な方針を示すもの」であることから、町の魅力の情報発信に関する具体的な取組は、都市計画マスタープランの計画範囲外となります。貴重なご意見として、参考とさせていただくとともに関係課と共有いたします。
12	P.42 施策体系と基本方針(P.37)の対応がわかりにくい。基本方針に紐づいて施策体系に落とし込まれているはずなので、どの施策がどの基本方針に対応して出てきているのかがわかるように、体系内に明記してはどうか。	●P.42の施策体系は、都市計画の各分野を網羅する体系となっています。基本方針は、施策を推進する上での理念・方針を示したものであり、全ての施策体系に反映しているとご理解ください。

	いただいたご意見の要旨	ご意見に対する考え方
13	P.42 施策体系に抜け漏れがあるのではないかと。基本方針(2)に記載されている「本町の自然資源に新たな価値を見だし」や「工業・流通等の優良企業の立地促進」に対応する施策が見つけられない。	●ご指摘の「本町の自然資源に新たな価値を見だし」については4-5自然環境の保全及び都市環境の形成方針へ、「工業・流通等の優良企業の立地促進」は4-1土地利用の方針へ位置付けております。
14	P.48 「1)集約型の地域構造のまちづくり」の方針内容が、基本方針(1)に記載されている内容と同じことしか表現されていない。確実に推進していくためには、より具体的な方針として落とし込む必要があると考える。「コンパクト・プラス・ネットワーク」は最も大事な柱の方針だと思うので、ぜひ具体化して標記してほしい。	●都市計画マスタープランは、p3で示したとおり、「都市づくりや地域づくりの基本的な方針を示すもの」であることから、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けた具体的な方針は、今後検討してまいります。
15	P.50 「(3)公共交通の利便性向上」の施策内容が脆弱すぎる。利用実態とコストを鑑みた時に、バスという選択を継続する必然性がどれほどあるのか。離散的に住む人をネットワークに乗せるには、オンデマンド交通へのシフトも視野に入れて、施策に明記しておいても良いのではないかと。	●オンデマンド交通のことについては、P50へ追記させていただきました。具体的なことについては、頂いたご意見を関係課と共有、検討してまいります。
16	P.59 「2)町民ニーズに対応した公共施設等の機能拡充・機能再編」に小中学校・幼児教育施設が含まれているのかわかりにくい。最も大事な子どもたちのための施設であるので、明記してはどうか。	●都市計画マスタープランは、p3で示したとおり、「都市づくりや地域づくりの基本的な方針を示すもの」であることから、公共施設の再編に関する具体的な取組は、都市計画マスタープランの計画範囲外となることから、この表現にとどめております。ご意見に関しては関係課と共有いたします。
17	P.92 「都市計画マスタープランに示すまちづくりの実現に向けては、協働のまちづくりの取組を進めていく」とあり、これ自体はその通りだと思うが、行政の取組計画である以上はあくまで主体は町なので、『協働の働きかけの主体は町』であることは明記してほしい。(町民に協働の姿勢が無いために地域課題が解決できなかった、というような事態にならないように)	●協働の取組に関しましては、町の役割が大きいと認識しておりますが、町民の発意等も重要であることから、「町民と町が一体となって」といった表現としております。
18	P.93 「方針等に大きな変更等があった場合には、状況に応じた見直しを検討」とあるが、見直し頻度が低すぎる。8年ごとにしか見直さないのは民間の感覚ではありえないので、少なくとも計画上はもっと細かい見直しが可能になる表現をしておくべきだと考える。また、この都市マスは「第五次日の出町長期総合計画」が前提になっているようなので、「第六次」の長期総合計画が決定したタイミングでは必ず見直すべきと考える。	●都市計画マスタープランは長期的な視点でまちの将来像を描き、まちづくりの方向性を示す計画です。本計画の上位計画となる長期総合計画は、今後、8年程度での改定が予定されており、そのタイミングで都市計画マスタープランの見直しも検討していきますが、8年ごとに限定するものではなく、都市計画に関連する大きな社会情勢の変化や上位計画等における方向転換等があった場合には、必要に応じて適宜、計画内容を見直ししてまいります。
19	P.94 「計画の策定・見直し時期等に、計画内容や進捗状況等を公開」とあるが、進捗の町民への報告はもっと定期的に実施すべきと考える。毎年か、長くても隔年ごとに進捗報告し、広く町民のコメントを求めるべきだと思う。町の最上位計画に対する進捗なので、ぜひ集合形式の報告会を実施してほしい。	●都市計画マスタープランは長期的な視点でまちの将来像を描き、まちづくりの方向性を示す計画です。まちづくりは短期間では成果が見えにくいことありますが、頂いたご意見をふまえ、できるだけ情報公開を進めてまいります。